

令和6年度事業計画書

令和6年度における公益財団法人茨城県暴力追放推進センター（以下「暴追センター」という。）の事業は、県警察・関係行政機関及び暴力団排除組織・団体等と連携し、県民一体となった暴力団排除活動を展開して、暴力のない安全で住みよい茨城県の実現に向け、次の事業を推進する。

1 広報啓発事業

(1) 広報啓発活動の推進

ア 広報啓発資料の作成と活用

効果的な暴力団排除活動を推進するため、広報用暴排ティッシュ、暴排ポスター、チラシ、カレンダー等を作成配布し、広報啓発活動を実施する。

イ ホームページによる広報

ホームページの内容を随時更新し充実を図り、暴追センターの概要と事業内容の紹介、暴力団等反社会的勢力の情勢と対策の紹介、不当要求防止責任者講習の予定掲示等情報配信を行う。

ウ 機関誌等の発行

暴追センターの活動状況、事業内容を紹介したチラシや機関誌「暴追茨城」を作成し、関係機関、賛助会員等に配布する。

エ ラジオスポット放送の活用

ラッキーFM茨城放送のスポット放送を活用し、暴追センターの事業内容、暴追大会開催日程等についての広報を実施する。

(2) 視聴覚教材の無料貸出

暴力団等による暴力的要求行為の業種別特徴とその対応要領や、個人に向けた不当要求行為への対応要領等を紹介したDVD等を取り揃え、企業、行政機関、暴力団排除活動団体等の要請に応じて無償で貸出を行う。

(3) 暴力追放県民大会の開催

県民の暴力団排除意識の高揚を図るため、「令和6年暴力追放茨城県民大会」を茨城県及び茨城県警察との共催により開催する。

2 相談・助言事業

(1) 暴力団員等による不当な行為に関する被害者等からの相談

暴力団員等による不当な行為全般に関する相談に応じ、問題解決のための助言・指導を行う。

(2) 暴力団事務所付近住民等からの相談

暴力団事務所の使用により、付近住民等の生活の平穏又は業務の平穏が害されることを防止するための住民等による暴力団排除活動の支援事業を行う。

(3) 少年からの相談

暴力団員の影響を受け、又は受けるおそれのある少年・保護者等からの相談の受理及び生活指導・助言等を行う。

(4) 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団離脱希望者からの相談受理及び就労の相談・雇用企業の確保並びに社会復帰のための助言等を行う。

(5) 研修会等への講師の派遣

行政機関をはじめ、地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止のために結成された組織等の研修会等へ講師を派遣し、不当な要求行為による被害を防止するための具体的な対応要領について助言・指導する。

3 助成・貸付事業

(1) 被害者見舞金

茨城県内で発生した暴力団員による不当な行為の人的被害及び物的被害に関して、被害の程度に応じて10万円を限度として見舞金を支給する。

(2) 民事訴訟費用貸付

暴力団員の不当な行為による被害に関する民事訴訟、暴力団排除対策上必要と認められる組事務所明渡し等の民事訴訟及び財産的被害修復の費用について、100万円を限度として無利子の貸付けを行う。

(3) 暴力団追放活動支援金

地域・職域の暴力団追放運動組織の活動に要する経費について、10万円を限度として支援金の支給を行う。

(4) 離脱者雇用給付金

暴力団離脱者を雇用した事業者に対して、5万円を限度として雇用給付金を支給する。

4 講習・研修事業

(1) 不当要求防止責任者講習

茨城県公安委員会からの委託を受けて、各事業所・官公庁等から選任された不当要求防止責任者に対し、県内各地会場での講習会及びオンラインによる講習会を実施する。

受講者の地域、職域別に対応する講習内容に努め、アンケート結果や県警察からの情報提供を踏まえ、最新の暴力団情勢に沿った講習を実施する。

(2) 少年指導委員に対する研修

少年指導委員が少年に対する暴力団の勧誘や加入強要等の不当な行為の予防活動に必要な知識を養うため、最新の暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態、不当な行為の対応要領等についての研修を実施する。

5 調査・資料収集事業

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及活動及び暴排意識の高揚を図るための広報啓発活動を行うとともに、地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止活動が効果的に実施されるために必要な調査・資料収集を行う。

調査・資料収集にあたっては、全国暴力追放運動推進センター、弁護士会等が主催する研修会への参加、県警察との情報交換、暴力団員による不当な行為に関するアンケート等により、最新の暴力団情勢の調査・資料収集を行い、その内容を事業に反映させる。